

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 令和5年3月17日(金) 午前10時00分
- 場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1
- 出席部会委員 2川邊 千秋・3下井 弘 ・4田村 明 ・5若林 卓哉
8喜多 義幸・9竹尾 泰 ・10田中 茂人・11清水 喜代己
12平松 崇己・13横山 光次・19太田 義政・21坂野 大徹
以上12名
- 欠席委員 1小澤 哲男・23水谷 隆
- 出席部会員外委員
- 議長 第1農地部会長 太田 義政
- 事務局職員 藤井事務局長・野村次長・江副主査
- 総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：倉田担当主幹
美里：中瀬担当副主幹 香良洲：豊田担当主幹
- 議事録署名者 2川邊 千秋・3下井 弘
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
- 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決算について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第3回第1農地部会を開催させていただきます。
 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
 本日の欠席は、1番の小澤委員、23番の水谷委員でございまして、出席委員は12名でございます。
 それでは、議事録の署名者を私のほうから指名させていただきます。2番 川邊 千秋委員、3番 下井 弘委員、よろしく願いいたします。
 まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。
 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから9ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から30で、件数は30件、合計面積は田で81,470㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 10ページから18ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から13で、件数は13件、合計面積は66,876.64㎡で、その内訳は田が54,331㎡、畑が12,545.64㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 19ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
 番号1 庭用地
 以上、件数は1件、合計面積は畑で509㎡でございます。
- 20ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
 番号1 宅地分譲用地
 番号2、番号3 一般個人住宅用地
 番号4 事務所用地
 番号5 住宅敷地
 以上、件数は5件、合計面積は6,288㎡で、その内訳は田が990㎡、畑が5,298㎡でございます。

21ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 駐車場用地

番号2 通路・駐車場・資材置場用地（一時転用）

以上、件数は2件、合計面積は5,313㎡で、その内訳は田が4,044㎡、畑が1,269㎡でございます。

22ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 整骨院及び駐車場用地

以上、件数は2件、合計面積は856.9㎡でその内訳は田が499㎡、畑で357.9㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、今回、議事参与の制限に該当する案件がございますので、まずその案件を審議し、その後、その他の案件を審議したいと思います。

それでは、番号4に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 それでは、番号4、地区 大里の説明を事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、23ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町毛抜_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 502㎡ 外1筆、合計面積 1,166㎡、受人 _____、面積 15,552㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は1件、面積は畑で1,166㎡でございます。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は全て満たすと考えます。

なお、今回、こちらのほうにつきましては、地元推進委員が現地確認を行っており、問題なしとの回答をいただいております。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
今、番号4について、地元の推進委員さんからの異議のない旨の報告でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号4について許可をすることに決定をいたします。
若林委員、入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、その他の案件の説明を事務局、説明をお願いします。

事 務 局 それでは、改めまして、23ページをお願いいたします。
番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 13㎡、受人 _____、面積 94,614.27㎡、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 426㎡、受人 _____、面積 17,873.34㎡、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 大里、申請地 大里野田町池田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 3,473㎡ 外2筆、合計面積 5,430㎡、受人 _____、面積 5,435㎡、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号一つ飛びまして、番号5、地区 安東、申請地 河辺町北前川_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,151㎡、受人 _____、面積 12,970㎡、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号6、地区 安東、申請地 河辺町正ノ坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 587㎡ 外8筆、合計面積 8,078㎡、受人 _____、面積 12,970㎡、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

24ページをお願いいたします。

番号7、地区 安東、申請地 河辺町二ノ坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,190㎡ 外1筆、合計面積 4,240㎡、受人 _____、面積 12,970㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号8、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本下モ田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 285㎡ 外10筆、合計面積 7, 441㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、成年後見人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

なお、受人の耕作面積は0㎡でございますが、今回の申請で農地面積が7, 441㎡になることから、下限面積の要件は満たしております。

また、取得後は、水稻及び季節野菜を栽培することとなっております。

25ページをお願いいたします。

番号9、地区 安西、申請地 芸濃町多門久保代_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 639㎡、受人 _____、面積 8, 336㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、議事参与の制限に該当しない案件は、件数は8件、合計面積は3418㎡で、このうち田が28, 368㎡、畑が2, 050㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1と2、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。地元推進委員と現地確認させてもらいましたが、何ら問題ないので、許可よろしくをお願いします。

議 長 分かりました。
番号3、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番、若林です。現地確認させてもらいましたが、これも問題ないので、許可をよろしくをお願いします。

議 長 分かりました。
番号5から番号7、地区 安東、お願いします。

川邊委員 5、6、7、一括報告させていただきます。
3月8日の日に地元推進委員と現地確認したわけでございますが、問題ございません。

そして、この案件につきましては、4月1日から地域計画がスタートいたします。あの中に、半農半Xというのが、うたわれておるわけでございます。まさしく、そういう担い手というか、その人が田んぼ買って、所有権移転して規模拡大する、そういう本当にやる気満々の人でございまして、4月には認定農

家の申請をします。これは住んでみえるのは安濃町ですけれども、親元は神戸でございます。若いので一旦出とるだけでございまして、機械も大きなものが入ってくる段階にありますので、こういう人が出てくるということは、本当にありがたいことでございますので、何とでも私たちが育てていきたい。

そして、4月以降もまた、田植まで調整して、もう売りたいという人がありますが、なんらか調整しておりますので、またこれからもよろしく願います。

そんなことで、ひとつ認めてもらえますようによろしく願いをいたします。

議長 了解しました。
番号8、地区 椋本、願います。

竹尾委員 9番、竹尾です。3月8日の日に地元推進委員の方と一緒に現地確認をしました。特に問題ないということで判断しましたので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
番号9、地区 安西、願います。

田中委員 10番、田中です。この案件ですねんけど、渡人の方、今、事務局から説明あったように、共有の名義で16名、17名になった案件が出ておりますが、_____さんと言われる方、農業しているわけではないのにどういふあれなんかなとか、今回、多く作ってなさる方が_____さん、お子さんいておるのですけど、作業の乾燥調整を、私等がさせてもうておりますので、多く面積が増えても問題がないかと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

議長 分かりました。
番号1から番号3、それと番号5から番号9について、地元委員さんから異議なしの意見でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)。事務局、説明願います。

事務局 26ページ、願います。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出長常町宮ノ越_____、登記地目・現況地目とも田、面積 436㎡ 外1筆、合計面積 2,125㎡、借人 _____、面積 256,477.75㎡、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出長常町葎原_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,743㎡、借人 _____、面積 256,477.75㎡、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 雲出、申請地 雲出伊倉津町里之西_____、登記地目・現況地目とも田、面積 200㎡ 外4筆、合計面積 4,876㎡、借人 _____、面積 256,477.75㎡、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は3件、合計面積は9,744㎡で、全て田でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局、説明終わりました。
地元委員の意見伺います。
番号1から番号3、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。先般、推進委員のほうで現地確認いただきまして、特に問題ないということです。
以上です。

議長 番号1から番号3について、地元委員さんから異議ない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）。
事務局、説明お願いします。

事務局 27ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 858㎡、区分地上権者 _____、区分地上権設定者 _____。

ある一定の区間として設定する面積は858㎡、高さは地上2.05mから3.18mの間となります。

設定理由は、営業型太陽光パネル設置に伴う区分地上権設定（一時転用）のためです。

番号2、地区 安濃、申請地 安濃町安濃西川原_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 337㎡ 外1筆、合計面積 1,328㎡、区分地上権

者 _____、区分地上権設定者 _____。

ある一定の区間として設定する面積は1,328㎡、高さは地上2.05mから3.18mの間となります。

設定理由は、営農型太陽光パネル設置に伴う区分地上権設定（一時転用）のためです。

以上、件数は2件で、合計面積は2,186㎡、全て畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、これらの議案に関連する地上権につきましては、この後の議案第6号でご審議いただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局、説明が終わりました。
地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。地元推進委員と現地確認しましたが、何ら問題ないので、許可お願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号2、安濃、お願いします。

平松委員 12番、平松です。3月8日、現地確認に行って、問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この一時転用、期限は何年。

事務局 10年です。

議 長 10年。

事務局 はい。

議 長 こういう場合は10年でいいの。

事務局 下が認定農業者とかそういった類いの方でありますと、10年ということで認められるということになります。

議 長 そういう10年ですか。はい、分かりました。
番号1、番号2について、地元委員さんからの異議のない旨の発言でございますが、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいた

します。

続いて、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）。

事務局、説明をお願いします。

事務局

28ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町北大年_____、登記地目・現況地目とも田、面積 786㎡ 外2筆、合計面積 2,682㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,782㎡、パネル設置率は64.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、申請地 納所町東垣内_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 82㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を自宅の庭用地とするものです。

令和2年12月に遠方に住む譲渡人から申請地を譲り受け、住宅敷地の一部として活用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、申請地 一色町垣内_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 63㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

昭和58年頃から駐車場として活用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本森_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 446㎡ 外1筆、合計面積 876㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を建売住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 村主、申請地 安濃町光明寺石之下_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 165㎡ 外1筆、合計面積 197㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を受人が経営する塗装会社の倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で、合計面積は3,900㎡、このうち田が2,682㎡、畑が1,218㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。先般、関係者と現地確認しまして、特に問題ないということ
です。

ただ、地元の推進委員のほうから、ちょっと要望が出ました。

というのは、境界に太陽光発電設備用のフェンスをずっと設けるんですけれども、敷地ぎりぎりに設けると、こちらの反対側があぜ道になっていまして、草刈りするときに物すごく邪魔になるらしいですね、フェンスが。だから、ちょっとセットバックしてフェンスを設置してくれという要望が出まして、業者の人も誠意を持って対応しますということなんです。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
番号2と3、地区 安東、お願いします。

川邊委員 3月8日の日に推進委員4名と私と事務局で確認しました。問題ございませんので、よろしく
お願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号4、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。3月8日の日に地元の推進委員の皆さんと事務局の方と一緒に
現地確認をしました。特には問題がないと判断しましたので、よろしく
お願いします。

議 長 番号5、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番、横山です。推進委員の方と現地確認させていただきました。別に問
題ないということで、よろしく
お願いします。

議 長 了解しました。番号1から番号5について、地元委員さんから異議のない旨
の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいた
します。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃
貸借権）。

事務局、説明お願いします。

事 務 局 29ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町北石橋_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 547㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を借人が経営する歯科医院の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、申請地 河芸町久知野里前_____、登記地目・現況地目とも田、面積 442㎡ 外5筆、合計面積 2,837㎡、借人 _____、貸人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,824㎡、パネル設置率は64.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は3,384㎡、このうち田が2,837㎡、畑が547㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番、若林です。事務局、推進委員と行って現地確認しましたが、問題ないので、よろしくお願いします。

議長 はい、了解。
番号2、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。3月8日の日に事務局、太田部会長、それから推進委員と見ていただきましたが、別に何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号1と2について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。それでは異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）。

事務局、説明お願いします。

事務局

30ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 858㎡のうち0.33㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

これにつきましては、申請地に10年間の地上権を設定し、営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号2、地区 安濃、申請地 安濃町安濃西川原_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 337㎡のうち0.15㎡ 外1筆、合計面積 1,328㎡のうち0.39㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

これにつきましては、申請地に10年間の地上権を設定し、営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で0.72㎡でございます。

いずれの案件につきましても、許可要件である転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切で継続が確実であるか否か、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か、支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局、説明終わりました。

地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員

5番、若林です。地元推進委員と現地確認しましたが、何ら問題ないということで、よろしくお願いします。

議長

番号2、地区 安濃、お願いします。

平松委員

12番、平松です。特に問題ありません。よろしくお願いします。

議長

番号1と番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使

用貸借)。

事務局、説明をお願いします。

事務局

31ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町大谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,726㎡ 外4筆、合計面積 5,525㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を観光藤園(一時転用)とするものです。

一時転用期間は、許可日から令和5年6月30日までとなっております。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号2、地区 栗真、申請地 栗真町屋町北浜_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 985㎡ 外3筆、合計面積 2,937㎡、借人 _____、貸人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を土砂置場(一時転用)とするものです。

借り人が各所の工事で発生する土砂の置場に長年苦慮しており、近隣に存在していた貸人に了解を得て、土砂置場として既に使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

一時転用期間は、許可日から3年間となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西、申請地、芸濃町小野平桑原_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 115㎡ 外2筆、合計面積 423㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を自動車修理工場用地・駐車場用地とするものです。

この案件につきましては、先月の部会において、許可申請書における隣地説明及び雨水処理の記述において疑義が生じたため、申請書の取下げが行われましたが、転用に係る事業計画について、隣地所有者や自治会長等への説明があったことを確認したことから、再度、許可申請書の提出について受理したものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、32ページになりますが、件数は3件で、合計面積は8,885㎡、このうち田が6,851㎡、畑が2,034㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員

5番、若林です。事務局と推進委員と現地確認しましたが、何ら問題ないので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番、坂野です。3月8日、喜多会長、太田部会長と地元推進委員と私で現地を確認しました。特に問題ないと思います。
以上です。

議 長 番号3、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番、田中です。先ほども事務局の説明がありましたんですが、前回、隣地の方または区長さん、話が届いておりませんでしたもので、あきませんでしたんですが、今回、区長さん、最適化推進委員さんをこの区長さんが兼ねておりまして、その方に話を聞いて、今回は話が来ておりますので、よろしくお願ひしたいということでございましたので、皆さん、よろしくお願ひします。

議 長 分かりました。
番号1から番号3について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号について許可をすることに決定をいたします。
次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局、説明お願いします。

事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。
まず、津地区をご覧ください。
田の賃貸借、使用貸借で10,818㎡、畑の賃貸借、使用貸借で13,938㎡、契約件数は37件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で141,572㎡、畑の賃貸借で673㎡、契約件数は55件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で40,309㎡、契約件数は12件でございます。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で34,713㎡、畑の賃貸借で2,577㎡、契約件数は13件でございます。
美里地区につきましては、田の使用貸借で19,757㎡、畑の使用貸借で1,053㎡、契約件数は5件でございます。
香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で、田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて337,169㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて18,241㎡、合計契約件数は12

2件、合計面積は355,410㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区28件、河芸地区14件、安濃地区11件、芸濃地区11件、美里地区1件で、合計65件、合計面積は199,191㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で53.3%、面積で56%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明をいたします。

「人・農地プラン」の作成が要件となっている新規のものについて、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は3ページにあります1-16-2外13件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回、提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件でございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いいたします。
整理番号2-40についてです。
8番、_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 該当のページは103ページです。いかがでしょうか、この件について。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 続きまして、整理番号4-11についてです。
10番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。ページは147ページです。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 続いて、整理番号5-4についてです。
11番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがですか。ページ数は154ページ。いかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件についてご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、これらの案件につきまして、適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上をもちまして、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時46分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

令和5年3月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____